

# 空港周辺では ドローンの飛行が禁止 されています。

ドローンの飛行は、  
**航空法&小型無人機等飛行禁止法**で規制されているよ！  
飛行には**両法の手続きが必要**だから忘れずにね！

## 小型無人機等飛行禁止法の規制 対象：重量200g未満を含む全てのもの

8空港※では、その敷地及びその周囲おおむね300mの周辺地域の上空でのドローン等の飛行が原則禁止されています。

※ 新千歳空港、成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、大阪国際空港、関西国際空港、福岡空港、那覇空港  
(令和2年7月22日より)

飛行させたい場合、**空港管理者の同意**が必要となるほか、**都道府県公安委員会等への事前通報**が必要です。

対象施設の敷地・区域の上空  
(レッド・ゾーン)

300m

周囲おおむね300mの上空  
(イエロー・ゾーン)

**違反時の措置**：警察官や空港管理者等が**飛行の中止などを指示**します。指示に従わない場合や操縦者が不明な場合などには、**飛行の妨害、機器の破損等**を行うこともあります。

**違反時の罰則**：警察官や空港管理者等の指示に従わなかった場合、  
**1年以下の懲役又は50万円以下の罰金**に処せられる場合があります。  
(レッド・ゾーンでの飛行は指示の有無にかかわらず**罰則の対象**)

【警察庁HP】



◀日本語  
English▶



## 航空法の規制 対象：重量200g以上のもの

空港周辺では、ドローン等の飛行は原則禁止されています。飛行させたい場合には、**国土交通大臣による許可**が必要です。

**違反時の罰則**：違反した場合、**50万円以下の罰金**に処せられる場合があります。

【無人航空機ヘルプデスク】

(受付時間：平日午前9時から午後5時まで)

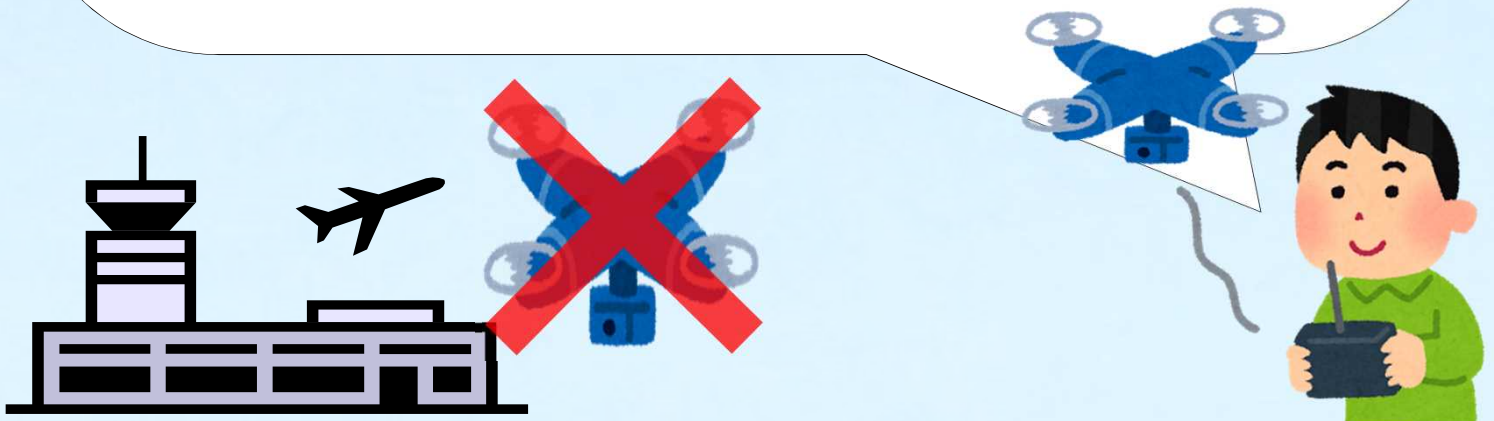
電話：03-4588-6457

E-mail：hqt-jcab.mujin@mlit.go.jp

【国土交通省航空局HP】



◀日本語  
English▶



警察庁  
National Police Agency



国土交通省